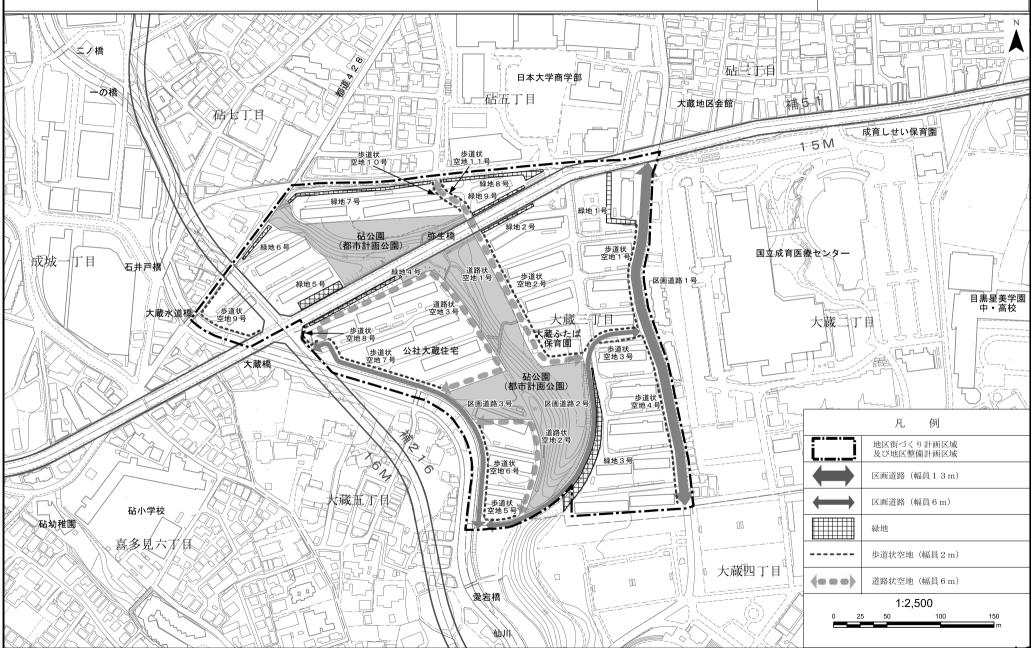
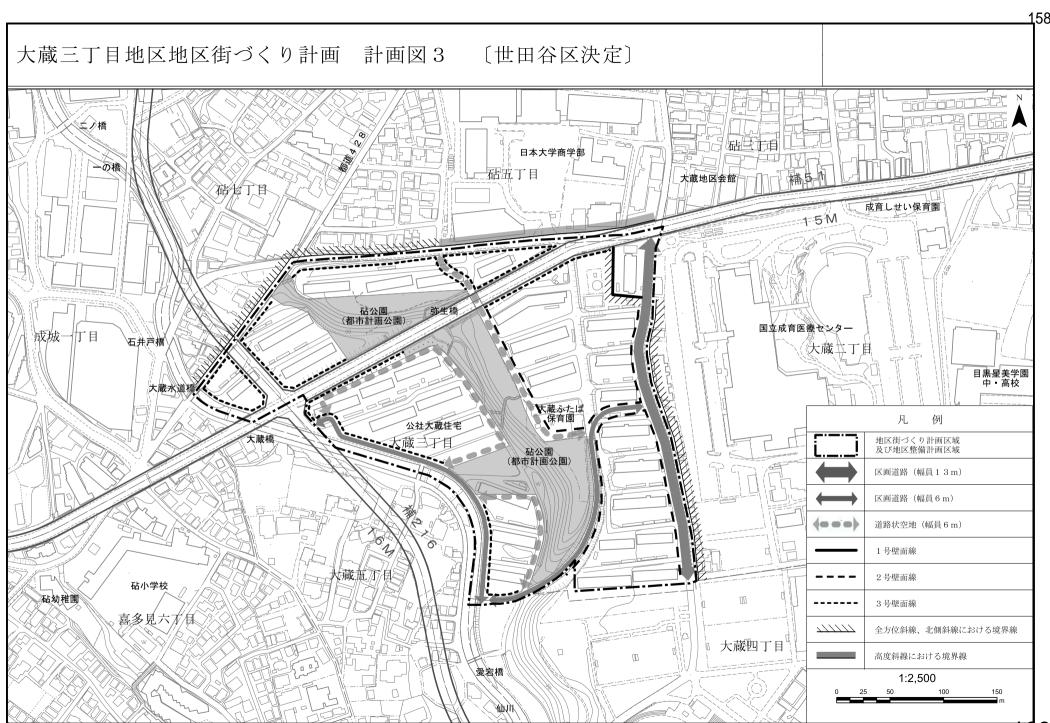
## 大蔵三丁目地区地区街づくり計画 計画図 2 〔世田谷区決定〕



この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成24関公第269号 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都総尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 2都市基交著第25号、令和2年6月4日(承認番号) 2都市基街都第18号、令和2年5月7日 (承認番号) 2都市基交都第15号、令和2年7月13日



この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成24関公第269号 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都総尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 2都市基交著第25号、令和2年6月4日(承認番号) 2都市基街都第18号、令和2年5月7日 (承認番号) 2都市基交都第15号、令和2年7月13日

成城八丁目地区地区街づくり計画を次のように変更する。

,,,,,	名称	成城八丁目地区地区街づくり計画
	位置	世田谷区成城八丁目地内
	面積	約10.1ha
	地区街づくり計画の目標	本地区は、大規模敷地(敷地面積が3,000㎡以上のもの、以下「大規模敷地」という)の開発及び土地利用の転換、住宅団地の建て替えの機会にあわせて、基盤整備を進めつつ住環境を整備する。 低層住宅地と中層住宅地が共存する緑豊かで環境に配慮した街づくりを推進する。
区域の整備、開	土地利用の方針	当地区内を以下の四つに区分して定める。 1. 住宅地区A:緑豊かで良好な低層住宅地の住環境を保全、育成する。 2. 住宅地区B:隣接する低層住宅地の景観に配慮した中層住宅地として誘導する。 3. 住宅地区C:緑豊かな中層住宅地として誘導する。 4. 住宅地区D:緑豊かなオープンスペースを備えた中層住宅団地として計画的な建て替えを誘導する。
	地区施設の整備の方針	以下の施設を整備する。 1. 東西、南北に通り抜ける区画道路により地区内の道路ネットワークの形成を図る。 2. 歩道状空地により道路ネットワークを補完する。 3. 住宅団地の建て替えに際しては、緑豊かな公閏を整備する。
関する方針		緑豊かで良好な住宅地の住環境を保全、育成するため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。 大規模敷地における中層建築物の圧迫感を軽減するため、壁面の位置の制限、工作物の設置の制限、建築物等の高さの最高限度を定める。 基盤整備を補完するため、歩道状空地にあわせて壁面の位置の制限を定める。 建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「法」という)第59条の2は、本地区整備計画の建築物等に関する事項を遵守するものとする。
	その他当該地区の整 備、開発及び保全に関す る方針	世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例(平成13年12月世田谷区条例第68号)の基準により確保する緑地又は空地は歩道状空地を形成するように配置するものとする。

地地	道路	名 称	幅員	延長	備考
区区		1	,,,	<b>是</b> 女	/佣 石
整施		区画道路1号	約0.2~2.25 m (全幅6m)	約 125 m	既存
計の配配		区画道路2号	約0~0.2 m (全幅6m)	約 175 m	拡幅
置及		区画道路 3 号	6 m	約 75 m	既 存
が規		区画道路4号	6 m	約 145 m	既 存
模		区画道路 5 号	6 m	約 150 m	既 存
		区画道路 6 号	6 m	約 170 m	既 存
		区画道路7号	6 m	約 175 m	既存・新設
		区画道路8号	6 m	約 80 m	既 存
		区画道路9号	4 m	約 60 m	既 存
		区画道路10号	4 ~ 5 m	約 100 m	既 存
		区画道路11号	4 m	約 125 m	新 設
		区画道路12号	6 m	約 130 m	既 存
	公園	名称	面	積	備考
		公園	約 3, 5	5 0 0 m²	新設
	その他の公共空地	名称	面	積	備考
		歩道状空地 1 号	約 9 6 (幅員 4 m、延 <del>.</del>	50 m <sup>2</sup> 長 約240m)	新設
		歩道状空地 2 号	約 32 (幅員4m、延	20 ㎡ E長 約80m)	(敷地面積に算入可。 ただし、新たに重複して道 路とする場合を除く。)

建築	地区の区分	名	称	住宅地区A	住宅地区B	住宅地区C	住宅地区D	
物等		面	積	約 2.9ha	約 0.8ha	約 4.0ha	約 2.4ha	
<b>専に関する事項</b>	建築物等の用制限	途の		の住戸を有するもの。	ー号および二号に規定する住宅 三号に規定する共同住宅のうち	っ住戸専用部分の床面積が3	は 第定戸0も 第一者ら 第社設も 七要 属 第定戸0も 第一者ら 第社設も 七要 順	
	敷地面積の最	低限	度	1 2 5 m²		1 0 0 m²		
	壁面の位置の	制限	į.	1.壁面線1号、2号及び 壁面線3号線にあっては 類する建築物については 2.壁面線4号、5号及 積1,500㎡未満の建	生築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置の制限は、次のとおりとする。 1. 壁面線1号、2号及び3号線については、計画図に示す側に適用し、制限を超えて建築してはならない。ただし、壁面線3号線にあっては、法施行令第2条第1項第2号の規定による高い開放性を有する構造の駐輪場その他これに類する建築物についてはこの限りではない。 2. 壁面線4号、5号及び6号線については、計画図に示す制限を超えて建築してはならない。ただし、延べ面積1,500㎡未満の建築物、並びに壁面線4号線及び5号線にあっては、法施行令第2条第1項第2号の規定による高い開放性を有する構造の駐輪場その他これに類する建築物についてはこの限りではない。			

建築物等の高さの最高限度		2 0 m	の際、現に存する建築物又	2. 区画道路1号線沿いにては、当該部分から前路の反対側の境界線ま真北方向の水平距離が
	1. 建築物等の外壁、屋根等 2. 広告塔等の屋外広告物る 3. 大規模敷地における建築	と設置する場合は、良好な対	景観、風致を損なわないもの	, - •

「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

理由:用途地域等の変更に伴い、地区街づくり計画を変更する。

## 成城八丁目地区地区街づくり計画 計画図1 [世田谷区決定] 成城九十曲 住宅地区D 例 地区街づくり計画区域 .\_\_\_\_ 及び地区整備計画区域 住字地区C 宅 区 Α 繙 住 宅 地 区 В 住 C $\overline{X}$ 成城郵便局 住 地 D 宅 区 成城八丁目 壁面の位置の制限 住宅地区B 壁面線1号 隣地境界線から6 m $\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond$ 壁面線2号 隣地境界線から4 m $\triangle$ 壁面線3号 隣地境界線から4 m 00000住宅地区A 壁面線 4号 隣地境界線から3 m 壁面線 5 号 隣地境界線から2 m 壁面線6号 区画道路境界線及び 道路境界線から2m 1:2,500 この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである(承認番号)平成24関公第269号 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都線尺2500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 2都市基交著第25号、令和2年6月4日(承認番号) 2都市基街都第18号、令和2年5月7日 (承認番号) 2都市基交都第15号、令和2年7月13日

<sup>68</sup>